

## 新たなごみ処理施設等地元協議会委員の選任について

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱（抜粋）

第 2 条 協議会の委員は、30 人以内にて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地元自治会の代表者
- (2) 土地改良区の代表者
- (3) 農業委員等農業関係の代表者
- (4) その他管理者が必要と認める者

第 3 条 前条に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

現在の協議会委員の任期は令和 7 年 7 月 31 日までとなっているため、期日までに委員の選任が必要となります。

## 地元協議会委員選任の手順

(1) 地元自治会の代表者

令和 7 年 4 月の総会終了後に推薦依頼通知を地元自治会の代表者にお渡ししますので自治会長にお渡しください。

(2) 土地改良区の代表者

各土地改良区に地元協議会委員の推薦依頼通知を郵送させていただきます。

(3) 農業委員等農業関係の代表者

鴻巣市農業委員会に郷地安養寺地区の農業委員を確認し、郷地安養寺地区の農業委員に就任依頼を郵送します。

(4) その他管理者が必要と認める者

環境衛生委員・・・鴻巣市環境課に郷地安養寺地区の環境衛生委員を確認し、郷地安養寺地区の環境衛生委員に訪問し就任を依頼します。

郷地安養寺保護者・・・鴻巣市 P T A 連合会を通じて、郷地安養寺の生徒が通う学校の P T A 会長に推薦依頼通知をお渡しします。